非正規職員の待遇改善に大きな前進!

教育長交渉で教育長が明言!

2月2日、統一要求書による県教育長交渉が行われました。高教組からは酒田委員長ほか四役全員が参加しました。重点項目での回答・やり取りで、臨時講師等の非正規職員の待遇改善(年金、赴任旅費支給)につながる重要な発言がありました。また、臨時講師から採用された新採用者の年金は見直さないとの回答もありました。回答の実施時期の明言はありませんでしたが、早期実現に向けて、運動を強めます。なお、交渉の最後に教育長は「臨時教職員の皆さんが青森県の教育を支えてる。できることは少しでもやっていきたい」と述べました。

臨時講師の年金問題、一部解決へ

高教組)2020年3月分の臨時講師に全額支払 わせた国民年金を本人に返還し、厚生年金を労 使折半でかけなおすこと。

教育長) 令和2年3月末に空白期間があり、4 月から再度臨時的任用職員として任用された職 員については、社会保険被保険者資格を継続扱 いとすることができるよう、関係機関と協議す る。

高教組) 2014 年度から 2020 年度まで臨時講師から新採用となった人に全額支払わせていた3 月分の国民年金をすべて本人に返還し、厚生年金を労使折半でかけなおすこと

教育長)全国的に見ても多くの都道府県が本県 と同じ取扱いをしてきていることから、これま での取り扱いをさかのぼって改めることは考え ていません。

この回答で、臨時講師が再度臨時講師となった場合の年金取り扱いについては前向きに協議すると明確にしました。講師→講師の方の年金折半の早期実現(既払い金の返還)と臨時講師から正規採用になった先生の年金支払いについても対応するよう、さらに要求します。

臨時実習講師等、赴任旅費支給へ

高教組) 臨時教職員の赴任旅費の支給を制限している要件を廃止し、すべての赴任について支給すること。臨時実習教員の異動において、正規採用の実習教員同様に赴任旅費を支給すること

教育長) 臨時実習講師は、教員免許状を必要とする職種とはされていないことから、これまで支給対象外の職として扱ってまいりましたたが、任用の実態を踏まえ、その取り扱いの見直しを検討してまいりたいと考えています。

この回答を受けて、対象職種などを確認したところ、臨時事務なども含むとしましたので、対象人数の拡大が期待されます。対象人数などを確認して見直したいとしましたが、改正時期を明言しなかったので、早期の実現を要求していきます。

高教組速報

2020 No.10 2021.2.5

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp